

PTA活動中の怪我など、保険金とお見舞金が支払われます

我が校PTAは、横須賀市PTA協議会が運営している「よこすかPTAサポート PTA活動補償制度(略称 すかサポ補償)」に加入しています。

PTA活動で怪我をしたら、すぐにPTA役員に連絡をしてください！



すかサポ補償とは

会員の皆さまが安心して PTA 活動に取り組めるように用意された制度です。PTAが主催・共催する行事・活動に参加中(自宅と行事会場との往復途上を含みます)に参加者が事故にあつて怪我などをしたり、食中毒になったような場合、保険金や見舞金が支払われます。また、日常のPTA活動中に怪我をした場合も同様に補償されます。

見舞金・保険金の給付対象者

【見舞金】 会員 (保護者・教職員)、児童・生徒、会員と同居の親族、講師、指導者

【保険金】 会員 (保護者・教職員)、児童・生徒、会員と同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAにより認められている者 (例:講師、指導者など)

保険金について (PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険)

【PTA団体傷害保険】

補償の種類	保険金額	お支払する保険金
死亡保険金	48.5 万円	被保険者がPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	約 1.94 万円～48.5 万円 (後遺障害の程度によって)	被保険者がPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
手術保険金の際の入院 (手術の際の入院の有無によって)	入院中 30,600 円 入院中以外 15,300 円	被保険者がPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、ご契約の入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍・入院を伴わない手術・5倍)を乗じた額をお支払します。ただし、1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払します。
入院保険金 日額(180 日限度)	3,060 円	被保険者が PTA 行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、医師の指示による治療のため入院した場合、入院日数 1 日につき、入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて 180 日 以内の入院に限りします。
通院保険金 日額(90 日限度)	1,140 円	被保険者が PTA 行事参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして、医師による治療のため通院(往診を含みます。)した場合、通院日数 1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日 以内の実際に通院した日数のうち 90 日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示によるギブス・ギブスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着した日数について通院したものとみなします。

【PTA賠償責任保険】

賠償の補償内容	保険金額	お支払する保険金
PTA活動の遂行に伴う賠償責任	対人 1名 5,000 万円限度 1事故 5 億円限度	①損害保険金:法律上、被害者に支払うべき損害賠償金(治療費・慰謝料、修理費など)をお支払します。 ②争訟費用:万一訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士報酬などをお支払いします。 ③損害発生. 拡大防止費用:損害の発生または拡大の防止に必要なまたは有益な費用をお支払します。 ④求償権保全費用:他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用をお支払いします。 ⑤緊急措置費用 :被害者に対して支出した応急手当、護送などの緊急措置に要した費用をお支払いします。 ※結果的に賠償責任がないと判明した場合でも補償の対象となります。 ⑥保険会社への協力費用 :損害保険会社の求めに応じて、損害賠償請求の解決に協力するために支出された費用をお支払いします。
	対物 1事故 1 億円限度	
保管物に係わる賠償責任	1事故 10 万円限度 保険期間中 500 万円限度 (自己負担額 5,000 円)	

見舞金について

見舞金の種類	見舞金対象者・金額	
	会員(保護者、教職員)児童・講師、指導者生徒、会員と同居の親族	講師指導者
死亡見舞金(見舞金対象者が死亡したとき)	5万円	3万円
後遺障害見舞金(見舞金対象者に後遺障害が残ったとき)	3万円	1万円
入院見舞金(見舞金対象者が入院したとき)	1万円	5千円
通院見舞金(見舞金対象者が通院したとき)	5千円	5千円
疾病見舞金(持病は該当しません)		
死亡見舞金(見舞金対象者が疾病により死亡したとき)	5万円	3万円
後遺障害見舞金(見舞金対象者が疾病による後遺障害が残ったとき)	3万円	1万円
入院見舞金(見舞金対象者が疾病により入院したとき)	1万円	5千円
通院見舞金(見舞金対象者が疾病により通院したとき)	5千円	5千円

保険金お支払事故例

PTA主催の臨海学校に参加中、海でおぼれて死亡した。	死亡保険金 48.5万円
PTA主催の会場に行く途中自転車で転倒し骨折。10日間通院。	通院保険金 11,400円
PTA主催の会場に行く途中、交通事故でケガ。30日間入院後、10日間通院。	入院保険金 91,000円 通院保険金 11,400円
PTA主催の料理教室に参加中にやけどし、5日間通院。	通院保険金 5,700円
PTA主催の美術鑑賞で、引率者の管理不行き届きで、児童が美術品を破損。	損害賠償金 50,000円
*PTA会議室の備品補充作業中に捻挫、靭帯損傷	通院保険金 11,400円
*PTA祭で児童がドッジボール中に骨折	通院保険金 5,700円

*・・実際にお支払いした事例

お支払いできない事例

- ・PTA会長がPTA行事と承認していない場合。また参加を事前に承認していない者の場合。
- ・電動、機械工具を利用しての草刈りや修繕、工作などは補償対象外。
- ・不特定多数が参加するPTA主催行事(PTA祭やバザーなど)の場合、一般参加で来た方は補償対象外になる場合あり。
- ・同居していない親族
- ・教職員から直接依頼されて、個人的に受けた場合。

※状況によっては保険金やお見舞金の対象外になる場合もあります。
ご不明な点はPTA役員までお問い合わせください。

